

平成 26 年度 第 3 回 千曲市男女共同参画計画審議会 要旨

日 時：11月27日（木）10：00～11：50

場 所：戸倉庁舎 4階 会議室1

1. 開会 渡島課長
2. あいさつ 島田委員長
3. 協議事項 議長：島田委員長
(1) 第3次千曲市男女共同参画計画（素案）について
・当日配布の体系図、素案及び修正表に沿って説明

質問 1) 前回審議会が持たれ、さらに庁内で幹事会が開かれたとのこと。今回この審議会で計画素案の訂正を行っても、最終的には幹事会を持って計画を決定するという方向なのか。

回答：本日の審議会で修正すべきところは修正し、その案に対しパブリックコメントとして市民の皆さんに公表していく。パブリックコメントで市民の皆様から出されたご意見を事務局で検討し、協議が必要な内容が生じた場合には改めて審議会を開催し、該当の内容について審議をいただく。その後市長に報告し、検討後計画として決定する。審議会での協議の必要がない場合には、パブリックコメントののち、市長に提出し、検討後決定となる。

質問 2) 素案の 33 ページ「男女間のあらゆる暴力の根絶」の施策として「女性相談員の設置」が新設されたが、どのように行うのか具体的に教えていただきたい。

回答：現在、千曲市には女性相談員という職はない。県の男女共同参画計画の中で、19市のすべてに女性相談員を置くという目標があり、県の計画に協調した形で施策として盛り込んだ。現在はDV等の相談に対し、子育て支援課の家庭相談員2名、母子・父子自立支援員2名、計4名が相談員としてあっている。設置にあたる担当課についてはまだ具体化されていない。

質問 3) 3 ページ、計画の性格（4）『「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」としてこの計画を位置づけます』のように、文言を入れるのは、法律か何かでそれを明確にしなければいけないということなのか。

回答：国の「配偶者暴力防止法第2条の3第3項」で、各市町村が「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の基本計画」の策定義務が述べられている。さらに既存の男女共同参画計画の見直しの中で、その基本計画を内包させてもよいことから、当該の文言を掲載した。

意見 1) 13 ページ、企業団体 6 行目、「企業団体等への・・・」前の計画は「自主的」、「的」が落ちている。

意見 2) 下の「市民として」の囲み、「行政が発信する情報をジェンダーの視点でチェックしてみましよう」ということで「ジェンダーとは社会的・・・」と説明はあるが、上のところに「男女共同参画の視点に立った内容や表現による出版物や掲示物の刊行」とこう言っている。「ジェンダー」という言葉を市民に周知するということもあるだろうが、ここを上のように「男女共同参画の視点でチェックしてみましよう」と言った方がわかりやすいのではないかと感想を持った。コメントは不要。

回答：（特になし）

意見 3) 16 ページの下から3行目「しかし、その期待に反し」といってるが、上からつながって読むと、「政策決定過程への女性参画への期待は少なくないことがわかります。しかし、その期待に反し企業云々」と言っている。これは最初はグラフの2-1のことを言っているが、その後企業となっているので、これはなくてもいいと思う。

回答： ご指摘のとおりかと思う。ここでは数値も使っているが、これに対するグラフを掲載していないため、分かりづらかった部分もあるかと思う。「その期待に反し」という部分については削除したいと思う。

意見 4) 32 ページ、「男女間のあらゆる暴力の根絶」に「パワー・ハラスメント」が載せられているが、「パワー・ハラスメント」、これは男性から女性、あるいは女性から女性ということもあるが、計画は5年間にわたるため、「パワー・ハラスメント」の後に「マタニティー・ハラスメント」も入れた方がいいのか。もし入れるとすればコメントも加えて。

回答： 32 ページ、パワ・ハラ同様これについても最近の問題発生事象があり、その点を「パワー・ハラスメントなども含まれます」という表現をさせていただいたが、「パワー・ハラスメント」に続けて、「マタニティー・ハラスメント」を付け加える点については、お時間をいただき、検討させていただきたい。

質問 4) 「男女間のあらゆる暴力の根絶」、33 ページの中に「暴力からの救済、相談体制の充実」、「行政、民間を含めたさまざまな関係機関が連携し、被害者が安心して相談できる体制の充実や支援の環境づくり」の中に、二つ目「子どもや高齢者に対する暴力などに関する相談体制の充実」というのがあるが、ここは子どもや高齢者だけではなく、女性や、障がい者を含めたいかと思う。ここで、ただ子どもと高齢者だけの暴力だけに限定しているのは、どういう意味があったのか。

回答： 特にこれといった考えがあったわけではなく、前回にならった表現をした。今委員長さんからご意見があったように、現在は「障がい者に対する暴力（虐待）の防止法」という新たな障がい者に対する法律ができてきたので、「障がい者」ということも含めさせていただきたいと思う。

意見 5) 37 ページ、新たに「生涯を通じた男女の健康支援」と変更があり、この中の「生涯にわたる健康支援」の中の「○」の3つ目、「有害環境の浄化対策」という項目で、これは前回も「健康をおびやかす云々」のほうにあったが、こ

ここに具体的な施策としての「・」が何もない。他はあるのに、「有害環境の浄化対策」がないというのは不自然かと思う。

回答： 有害環境対策については、現状では第2次計画でも同じ表現をさせていただいている。下の「・」についてはすべての区において、「有害図書自動販売機ノ一宣言等排除運動の推進」という表現をさせていただいているが、すでにこれについては千曲市においてはすべての区において宣言しているため、今回この「・」ははずした。現状は、生涯学習課が担当し、有害環境の発生するようなお店、可能性のあるようなお店を指導員さん等がパトロールし、問題が発生しないような対応をしている。

前回あった有害図書の自販機については市内にはない。全部撤去されている。そういうことから今回表現しなかったわけだがパトロールはしている。それを記載していった方が良いか。

質問者意見： 担当の生涯学習課と相談していく中で、こういったものを入れていただければいい。

意見 6) 生涯を通じた男女の健康支援というところでグラフを見て、亡くなった方、がんが一位だが、がんも治る病気になってきて、働きざかりのがん患者さんが、完治されても職場復帰がなかなかできないという番組だったか、マスコミを通じて見聞きしている。その職場復帰がうまくいかないという人たちが多いという話があり、それはハラスメントの一つかと思ったりする。がんだけでなく他の病気もそうだが。やはり企業側としては健康体のほうが良いのは当たり前だが、その方たちもまた働きたいとも思うし、働かなければならないし。そういう単なる情報の提供ということだが。

うつとか治ってまた職場に。大企業で働き、うつだったが職場復帰できた若い男性を二人知ってる。大きい企業はそういったものが整っているので職場復帰ができるが、地方や中小企業はそういうところではなかなか難しい。

回答： 計画の中に、直接そのような表現をしているところは今のところないが、関連するところとして、29 ページ、「仕事と家庭生活が両立しやすい環境作り」で、「○高齢者・障がい者支援の充実」というところで記載をしている。「・」では「障がい者の就労支援」ということで書いてあり、そこへ「等」という言葉を加えさせていただき、「○高齢者、障がい者等支援の充実」、「・障がい者等の就労支援」と入れさせていただくことでいかがか。

意見 7) 37 ページ、「有害環境の浄化対策」の中で、先ほど言われた有害図書の自動販売機というのは今はないが、今の世相で反映されているスマホなどはなくても、十分に対応できるものが出てきて、時代的にそういうものの対策とか。幸い千曲市にはそれによる事故は上がっていないと思うが、薬物の乱用の事故というのは今すごく怖い。メディアで見て怖いなって思っているが、そういうことに関するものも少し取り上げていただいたほうが良いと思う。

回答： 1 点目については 37 ページ一番下「子どもを取り巻く情報環境の整備や、様々なメディアからもたらされる情報を主体的に選択し、使いこなす能力の育成」のところ読み込んでいただけたらと思う。薬物乱用の関係については、上段「健康をおびやかす問題についての対策」、「薬物乱用防止に関する教育・啓発

推進」というところで読み込んでいただけたらと思う。

意見 8) 体系図、目標の1の意識づくりで、修正案として「国際社会の一員としての男女共同参画の推進」のところの施策として国際理解教育の推進というところの「推進」というのを入れたということだが、「国際理解教育の推進」を入れるのであれば、「国際交流」というところも「国際交流の促進」とか何か言葉があったほうがいいかなという気がするがいかがか。

回答： ご指摘の通り、「国際理解教育と国際交流の推進」と、両方にかかるような形に訂正させていただきたい。

(2) その他
(特になし)

4. その他
- ・パブリックコメントの日程について説明
 - ・今後の予定、次回の審議会の予定について説明
 - ・審議会へのお礼

5. 閉会 (矢嶋副委員長)

※終了 11 : 50